

《記入例②》退職等で未徴収税額を一括徴収する場合

※一括徴収とは、残りの税額（未徴収税額）を本人から一度に徴収し、事業所が納入する方法です。

なお、1/1から4/30までに退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

法人の場合は、「国税庁法人番号公表サイト」に公表されている法人番号を記載してください。
個人事業主の場合は、個人番号の記載は省略してください。

プルダウンより該当する年度を1.2.3.から①.②.③へ変更してください。

令和8年4月1日提出
フリガナ オシ ジロウ
氏名 忍 次郎
生年月日 昭和50年1月1日
個人番号 5678901234
プルダウンより「西暦・昭和・平成」を選択してください。

年度	① 現年度	2 新年度	3 両年度
特別徴収義務者指定番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9		
宛名番号	2 3 4 5 6 7 8 9		
フリガナ	ミズシロカブシキガイシャ ギョウダシテン		
氏名又は名称	水城株式会社 行田支店		
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
フリガナ	オシ ジロウ		
氏名	忍 次郎		
生年月日	昭和50年1月1日		
個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		
特別徴収税額(年税額)	120,000		
徴収済額	36,000		
未徴収税額(ア)ー(イ)	84,000		
異動年月日	令和8年8月31日		
異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 解散・合併 7. その他		
異動後の未徴収税額の徴収方法	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)		
氏名	忍 次郎		
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1		
電話	048-556-1111 (内線001)		

特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に記載ある番号を左詰めで記載してください。

（特別徴収義務者指定番号）
8桁と9桁の事業所が存在します。
なお、新規事業所の場合は空白のままご提出ください。

（宛名番号）
8桁と9桁の方が存在します。
給与所得者毎に番号が異なります。

1. 特別徴収継続の場合
2. 一括徴収の場合（死亡退職の場合は、一括徴収することはできません。）
3. 普通徴収の場合

1. 特別徴収継続の場合	2. 一括徴収の場合（死亡退職の場合は、一括徴収することはできません。）	3. 普通徴収の場合
特別徴収義務者指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため。 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため。 徴収予定日 令和8年9月20日 徴収予定額 84,000円	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与支払報告書又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため。 3. 死亡による退職であるため。
受給者番号 電子通知受取希望の場合必須	受給者番号 電子通知受取希望の場合必須	受給者番号 電子通知受取希望の場合必須
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
右から番号を記入	右から番号を記入	右から番号を記入
1. 必要 2. 不要	1. 必要 2. 不要	1. 必要 2. 不要

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括徴収する場合。
(ア) 特別徴収税額（年税額） 120,000円（6月から翌年5月分）
(イ) 徴収済額 36,000円（6月から8月分）
(ウ) 未徴収税額 84,000円（9月から翌年5月分）
→未徴収税額が一括徴収税額となります。

【提出先】 〒361-8601 行田市本丸2番5号 行田市役所総務部税務課